**◯◯市ジュニア吹奏楽団　規約**

（名　称）

第１条　この楽団は、◯◯市ジュニア吹奏楽団（以下｢楽団｣という。）と称する。

（事務局）

第２条　楽団の事務局は、◯◯市内に置く。

（目　的）

第３条　楽団は、吹奏楽活動を通して音楽、吹奏楽を愛好する心情、団員の人格、教養、技術を高め、生涯学習の場として活動するとともに、地域文化の向上と青少年の情操教育に寄与することを目的とする。

（活　動）

第４条　楽団は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

　(1) 練習会および練習成果の発表等の開催

　(2) 吹奏楽活動に関する研修会等の参加

　(3) その他、目的達成に必要な活動

（団　員）

第５条　団員は、楽団の目的に賛同する原則として◯◯市内の青少年をもって

　構成する。

２　楽団に入団を希望する者は、入団申込書に入団金を添え提出し、所定の会

　費を納入するものとする。

（サポーター）

第６条　サポーターは、楽団の目的に賛同する者とし、団長が委嘱する。

（役　員）

第７条　楽団に次の役員を置く。なお、役員の任期は１年とし、再任を妨げな

　い。

　(1) 団　長　　　　１名

　(2) 副団長　　　若干名

　(3) 理　事　　　若干名

　(4) 事務局　　　若干名

　(5) 監　事　　　　１名

第８条　役員の任務は、次のとおりとする。

　(1) 団　長　　　楽団の代表として団務を統括し、会議を主催する。

　(2) 副団長　　　団長を補佐し、代行する。

　(3) 理　事　　　役員会を構成するとともに、楽団の運営にあたる。

　(4) 事務局　　　楽団の事務を執行する。

　(5) 監　事　　　楽団の活動を監督し、会計を監査する。

（会　議）

第９条　楽団の会議は、総会および役員会とする。

２　総会および役員会は、団長が招集し、その会議の議長となる。

（総　会）

第10条　総会は、団員、保護者、役員およびサポーターをもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、役員会が特に必要と認めたとき団長

　は、臨時に招集することができる。

３　総会の議事は、出席者の過半数で決する。

４　総会は、次の事項を審議し、決定する。

　(1) 活動報告および決算の承認

　(2) 活動計画および予算の決定

　(3) 規約の制定および改廃

　(4) その他団長が必要と認めた事項

（役員会）

第11条　役員会は、団長、副団長、理事、事務局をもって構成する。

２　役員会の議事は、出席者の過半数で決する。

３　役員会は、次の事項を審議し、決定する。

　(1) 総会に付議すべき議案に関すること

　(2) その他総会の議決を要しない事項に関すること

（名誉団長、顧問、音楽監督）

第12条　楽団に名誉団長、顧問、音楽監督を置くことができる。名誉団長、顧

問、音楽監督は役員会の推薦により団長が委嘱する。

（後援会）

第13条　楽団に後援会を置くことができる。

（会　計）

第14条　楽団の経費は、入団金、会費、助成金、補助金、寄付金およびその他の

　収入をもってこれにあてる。

２　楽団の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（細　則）

第15条　この規約の施行上必要な事項は、細則に定め、役員会においてこれを

　決定する。

附　則

この規約は、平成13年12月２日から施行する。

この規約は、平成16年５月８日から一部改正し施行する。

この規約は、平成30年５月12日から一部改正し施行する。

この規約は、令和元年５月11日から一部改正し施行する。

細　則

１　事務局は◯◯市◯◯番地に置く。

２　練習会は、毎月第２・４土曜日の午後１時15分から４時30分までとし、必要

　に応じて追加、変更することができる。

３　入団金は、◯，０００円、会費は月額◯,０００円とする。ただし、再入団時の入団金は免除する。

４　団員は、小学４年生から中学３年生までとする。

５　休団および退団を希望する者は、所定の用紙により団長に届出をする。

６　育成保護者会を組織し、練習会や演奏会等において、運営面の援助をする。

　育成保護者会から副団長・理事を選出し、役員会に参加する。